

事務連絡  
令和3年10月21日



関係団体各位

三重労働局雇用環境・均等室長

令和3年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

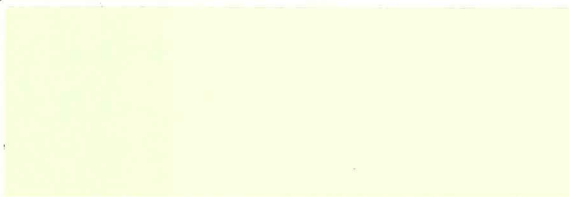
さて、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適切なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されるところです。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、厚生労働省が実施する「過重労働解消月間」の各種取組と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、別添のとおり、関係資料や「広報文例」をお送りいたしますので、貴団体の広報誌またはホームページ等へ掲載していただく等、周知方に御配慮賜りたく、御協力方よろしくお願い申し上げます。

(※) 「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町327-2

電話059-226-2110

担当：常川、杉山